

30南都第919号
平成31年3月25日

公益社団法人
高知県建築士会 様

南国市長 平山 耕三



南国市立地適正化計画に基づく届出制度の事前周知について

平素より、南国市政に対するご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、平成31年3月29日に、都市再生特別措置法に基づく「南国市立地適正化計画」を改訂・公表する予定です。

本計画の公表日以降は、同法第88条第1項及び第2項、並びに、同法第108条の2第1項の規定に基づく届出が義務化されますので、公表に先立ち事前周知いたします。(なお、同法108条第1項及び第2項の規定に基づく届出は、平成29年3月31日に義務化されています。)詳しくは、同封のパンフレットをご確認ください。

つきましては、当制度の趣旨をご理解いただくとともに、貴団体の会員の皆様に対しましてご周知いただきますようお願い申し上げます。

【都市再生特別措置法第88条第1項】

立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未滿の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

【都市再生特別措置法第88条第2項】

前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【都市再生特別措置法第108条第1項】

立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

【都市再生特別措置法第108条第2項】

前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【都市再生特別措置法第108条の2第1項】

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【都市再生特別措置法第130条】

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (省略)
- 二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

※当制度につきましては、南国市ホームページにも詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。また、届出書の様式も以下のホームページからダウンロードできます。
(https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=4395)

【お問い合わせ先】

〒783-8501 高知県南国市大塚甲 2301
南国市役所 都市整備課都市計画係
担当 前田

電話：088-880-6582（直通）

FAX：088-863-1167

メール：n-toshikeikaku@city.nankoku.lg.jp